

2005.12.20

編集発行：滋賀県精神保健福祉協会
〒525- 草津市笠山八丁目4番25号
0072 滋賀県立精神保健総合センター一気付
TEL/FAX 077(567) 5250
http://www.mental-shiga.com
E-mail smental@ex.biwa.ne.jp

滋賀県精神保健福祉協会だより

「精神保健福祉勉強会」報告

平成十七年十一月二十日(日) 小春日和の心地良い中、二階ガラス張りロビーからの景色も抜群の能登川町総合健康福祉センターなごみで、勉強会が開催されました。

【内容】

①「わかりやすい心の病気のおはなし」



世一クリニック
世一市郎
医師

先生自らの中学校時代の体験や、一七五年間生き続けている亀の話も含めながら、特にパニック障害、うつ病、うつ状態、統合失調症の基礎知識を中心にわかりやすくお話ししてくださいました。

②「東近江管内の

精神保健福祉サービスの現状」



八日市保健所
高木久代
保健師

東近江管内の現状に関して話してくださいました。

③「質疑応答」

自立支援法に関することや、統合失調症、うつ病に関する意見や質問が出され、湖南クリニックの榎林先生、世一先生、高木さんが一つ一つ丁寧に対応されました。



《全体を通して》

参加者皆が向かい合って座る形での少人数の会ということもあり、先生自身の体験談や穏やかな話し方、人柄に親近感を持たれた参加者が多く、とてもアットホームで和やかな雰囲気の中で、三〇分近く延長になるほど活発に

ご家族や当事者さんからの声が出されていきました。

調査研究部会では、毎年、開催地域を替えて勉強会をされており、今回は東近江管内で企画されました。

三重県伊勢市と遠くから来られた方、大学生、製薬会社からの参加者もありましたが、東近江管内からの参加者が少なかったのが少し残念でした。普段聞きにくいような事でも気軽に聞けるようなこういう場が、身近な所で多く広まれば良いと感じました。

(滋賀県立精神保健総合センター)

地域保健部 中島千晶

●参加者に実施したアンケートからのご意見・ご感想をまとめました。(回収率61%)

参加者総数	41人
アンケート回答者数	25人
20歳代	6人
30歳代	3人
40歳代	5人
50歳代	4人
60歳代～	7人

●よく分かる内容でよかった。

●一つ一つの言葉が胸に響きました。家族として、本人を批判的に捉えていたことに気がきました。これからは励ましていきたい。

●先生ご自身の体験談がとてもよかったです。本人や家族にも聞かせたいと思いました。

●先生のお話を聞いて親近感を持ちました。

● 有意義だった。勉強になった。
 ● 来てよかった、と思いました。またお話を聞きたい。
 ● 先生方の「治る」「良くなる方法」を聞いて元気が出ました。

● 病気にしてもっと詳しく（時間を長く）聞きたかった。
 ● 質疑応答の時間が多かったのはよかったと思う。

● もう少しテーマをしぼって、内容の濃い学習会にした方がよいと思う。

● もっと勉強会の回数を増やしてほしい。
 ● 福祉サービスの説明は複雑でよく分からなかった。

● 福祉法の改正に不安を感じています。
 ● これからも続けて、このような勉強会で情報を入手していきたい。

● まだまだ福祉サービスが行き届いていない現状を知りました。
 ● 医療、福祉、それぞれの専門家の話が聞けてよかった。

● 福祉サービスの改正について整理でき、また精神疾患についてもすべてとても参考になりました。

● 今日のお話をボランティア活動に生かしていきたいと思えます。
 ● 精神の病気はたいへん理解が難しいと思うが、これからも勉強を続けたい。

● 今日参加して精神福祉に興味を持ちました。もっと知りたいと思

ます。
 ● ヘルパーをしています。利用者の方への理解と対応を見直す機会になりました。対象をサービスする側に絞った勉強会も開いてほしい。

● 参加者の方々からいろいろなお話を聞いて、自分の考え方を直すきっかけになりました。

● このような勉強会がもっと広まって、社会全体に病気に對する理解が深まればいいと思う。

まとめ：協会事務局 塚田結子

障害者自立支援法の説明会について

障害者自立支援法は、八月の衆議院解散に伴って廃案になりましたが、その後の特別国会に再提出され、十月三十一日に可決成立し、十一月七日に公布されました。この法は、平成十八年四月より施行されます。このような中、滋賀県では、去る十一月二十九日に障害福祉関係団体会議を開催し、法成立後初めての説明会を行いました。この自立支援法の主なポイントは、

- ① 三障害の制度格差を解消し実施主体を市町村に一元化すること。
- ② 障害ごとに三三種類に分かれていた施設体系を六つの事業に再編し、地域生活支援事業なども行うこと。
- ③ 新たな就労支援事業を創設し雇用施策との連携の強化を図ること。
- ④ 支援の必要度に関する客観的な尺度

(障害程度区分)を導入し審査会を設置すること。
 ● 国の費用負担の責任を強化し利用者も応分の費用負担をすること。

：などになります。

その中でも誰もが一番心配になっているのが一割の利用者負担だと思えます。精神通院医療(自立支援医療)や福祉サービスを受ける上で一割の利用者負担金が出てきます。負担が多くならないように上限額も示されてはいますが、その人の所得や資産によって何重もの減免がされていて、かなり複雑でわかりにくくなっています。また、サービス事業の内容も具体的にはつきり分からないものも多くあります。

精神通院医療と居宅のホームヘルプサービスなどは、平成十八年四月から開始され、精神保健福祉の施設関係は、平成十八年十月から段階的に移行となります。今後急いで県民に情報提供がされると思いますが、当事者や家族にとっては、かなりの負担増につながるため当面は、この動きを注視している必要があります。

また、滋賀県は平成十七年八月より精神保健福祉手帳一級・二級所持者の精神通院医療(現在五%)の無料化(精神障害者精神科通院医療費助成事業)を拡大実施しています。来年四月に自立支援医療の一割負担が始まる中、こうした県の精神障害者精神科通院医療費助成事業のサービスを受ける方法もあると思いますので、市町村に相談をお勧めします。

(こなんSSN 福島孝二)

(表2) 精神通院医療の「重度かつ継続」の範囲が変更されています

従来の提示案(平成16年12月27日「第23回社会保険審議会障害者部会」)
 ① 医療保険の多数該当の者
 ② 次の病名
 (1) 統合失調症 (2) 躁うつ病(双極性) (3) 難治性てんかん

検討結果(平成17年11月9日「第3回自立支援医療制度運営調査検討会」)
 ① 医療保険の多数該当の者
 ② ICD-10における次の分類の者
 ・F0 症状性を含む器質性精神障害
 ・F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
 ・F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
 ・F3 気分障害
 ・G40 てんかん
 ③ 3年以上の精神医療の経験を有する医師により、以下の病状を示す精神障害のため計画的集中的な通院医療(状態の維持、悪化予防のための医療を含む。)を継続的に要すると診断された者として、認定を受けた者
 ・情動及び行動の障害
 ・不安及び不穏状態

(表1) 自立支援医療の対象者、自己負担の概要(滋賀県版)

第54条第1項、第58条第3項第1号関係
 1. 対象者：従来の更生医療、育成医療、精神通院公費の対象者であって一定所得未満の者(対象疾病は従来の対象疾病の範囲と同一)
 2. 給付水準：自己負担については1割負担(□部分)。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。

生活保護 負担0円	一定所得以下		中間的な所得層		一定所得以上 生活保護費(20万円以上)
	所得1 本人収入≤80万円	所得2 本人収入>80万円	所得3 本人収入≤275万円(所得別)	所得4 本人収入>275万円(所得別)	
	負担上乗額 2,500円	負担上乗額 5,000円	負担上乗額 5,000円	負担上乗額 10,000円	公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担上限額)
			負担上乗額 5,000円	負担上乗額 10,000円	負担上乗額 20,000円(※3)

※1 ① 再認定を認める場合や拒否する場合の要件については、今後、実証的な研究結果に基づき、制度施行後概ね1年以内に明確にする。
 ※2 当該の重度かつ継続の範囲
 ・疾病、症状等から対象となる者
 精神・・・通院をしている医療機関で該当をおたずねください。
 ・疾病等に問わず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 精神・・・医療保険の多数該当の者
 ※3 「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置は、施行後3年を経た段階で医療実態等を踏まえて見直す。

精神科通院公費負担制度変更のお知らせ (H17.12.13 滋賀県資料より)

平成17年10月31日に成立した「障害者自立支援法」により、精神科通院医療公費負担制度が「障害者自立支援医療」へと変更されることになりました。

<変更時期>平成18年4月1日から

<変更内容>

区分	変更前	変更後
★根拠法律	精神保健福祉法	障害者自立支援法
★自己負担割合	5%	10% ◆利用される方の症状や世帯の所得により負担上限月額が設定されます。 ◆一定所得以上の世帯の方は制度の利用できなくなる場合があります。 ◆この「世帯」は、原則としてご利用の方が加入しておられる健康保険の単位となります。
★利用者証	患者票	受給者証
★有効期間	2年	1年

障害者自立支援法に対する 附帯決議 (抜粋)

(H17年10月13日参議院厚労委)

障害者の範囲の検討については、障害者などの福祉に関する他の法律の施行状況を踏まえ、発達障害・難病などを含め、サービスを必要とするすべての障害者が適切に利用できる普遍的な仕組みにするよう検討を行うこと。また、現在、個別の法律で規定されている障害者の定義を整合性のあるものに見直すこと。

<必要な手続き>

制度の変更に伴い、現在の制度を利用されている方が新しい制度を利用するためには、国が定めた一定の手続き＝みなし認定＝を平成18年3月31日までにしていただく必要があります。

<手続きの方法>

新しい制度では、ご利用の方の症状や世帯の所得により負担上限額を設定などをする必要があり、複雑となっています。(表1)

◎ご不明な点などがありましたら通っておられる医療機関やお住まいの市町村の窓口へお問い合わせください。(編集部)

発達障害者支援特集 (三)

「発達障害者支援法」が本年四月一日から施行されています。本特集では、県内各地での発達障害者支援の先進的取り組みを紹介していきます。前二号で、湖南市健康福祉部社会福祉課・発達支援室と滋賀県自閉症・発達障害支援センターいぶきを紹介しました。本号では滋賀県立小児保健医療センターを紹介します。(編集部)

滋賀県立小児保健医療センター を訪問して

今回は発達障害児支援において医療として重要な役割を担っておられる滋賀県立小児保健医療センターの小児神経科医である宮嶋智子先生よりお話を伺いました。滋賀県立小児保健医療センターは病院部、療育部、保健指導部の三部門に分かれており、病院部では常勤の小児神経科医が三名、非常勤の小児神経科医が二名で診療を行ってられます。その中でも現在は発達障害の相談件数が非常に多いとのこと。前回の特集でもご紹介した自閉症・発達障害者支援センターいぶきとも連携し、多面的な支援を心がけておられます。

試行したりと日々努力を重ねながらよりよいサービスを追求されています。保健指導部では滋賀県内の健診に携わる保健師の研修をしたり、健診のマニュアル作りをしたりと、地域と病院とをつなぐ機能を果たしているとのこと。

療育部では、作業療法士による感覚統合訓練を行ったり、さくらグループという自閉症のお子さんを対象にしたグループではTEACCHプログラムを実施したりされています。発達障害のお子さんだけを対象としているのではないという難しさの中で、SSTを

またセンターとして、継続して診ていく必要がある発達障害を精神科とどうタイアップしていくかを模索するために、小児科、精神科の医療機関を対象に勉強会を続けておられます。県内の医療機関間で発達障害に対する対応について温度差があることは否めません。しかし、今後は勉強会等を通して県内それぞれの医療機関の機能や役割を明確化し、特に児童期に関して滋賀県立小児保健医療センターを一つの柱とした県内の医療サービスが充実していくことを願います。

(NPO法人サタデーピア

藤井美悠紀)

第6回 **日精診 チーム医療**・**地域ネットワーク・アウトレイジ・就労支援**・**訪問看護** **研修会の報告**

十一月十二日・十三日天津市・ピアザ淡海で第六回 日精診 チーム医療・地域リハビリテーション研修会が開かれました。全国から三〇〇名近い参加者があり、活発な議論を共有することが出来ました。

十一月十二日は「コミュニティケアにおける様々な連携」をテーマにした連続講演でした。榎林先生の「家族との連携」、藤本先生の「認知症ネットワーク」、十一先生の「発達障害支援ネットワーク」と題した講演はそれぞれのフィールドで傑出した内容であり、参加された方々は大いに刺激を受けられたと思います。

十一月十三日午前中の分科会は、「ケアマネジメント・市町村との連携」「リハビリテーションとしてのデイケア」「アウトリーチ・就労支援、訪問看護」「診療所における心理教育」というテーマに分かれました。自立支援法をめぐるとの改革において精神科診療所が果たす役割を考えていく上で、全てのテーマが重要で分かちがたく関連しており、各分科会とも盛況でした。

十一月十三日午後は講演とシンポジウムでした。北川博一元企画官は「変わる障害福祉施策と精神科医療」をテーマに講演されました。財務との一般財源化をめぐる攻防など、率直に教え

て頂き大変参考になりました。また、医療と福祉の対立を乗り越えて精神保健福祉領域の充実を目指して欲しいという貴重な提言がありました。シンポジウムでは司会をされた上ノ山先生から「障害福祉」領域だけでなくメンタルヘルス全般を見渡していく視点が必要でないかとの指摘がありました。厚労省精神保健福祉課の組織改編でも「精神保健」と「精神医療」を担当する係が出来たとのことでした。

今後の困難な精神科医療の在りようを参加者それぞれに問いかけられた、余韻の残る集まりでした。二日間の研修会を聞き、「外来精神科医療と福祉の統合」とともに「地域ネットワーク」の大切さを痛感しました。今後の、精神科医療の方向性を前向きに考えた、実りのある、質の高い研修会でした。(大阪精神科診療所協会 植月マミ)

伝 言 板

こころの会例会

日時…平成18年1月8日(日) 13:30~15:30
場所…県立男女共同参画センター 研修室C
(JR近江八幡駅南口10分)
内容…現在悩んでいること、業のこと、病気のこと、等
問合せ…「こころの会」蒲生郡日野町木津192
TEL/FAX 0748-52-2918 (この会は患者会です)

「こころの健康フェア'06~地域で生活をしよう~」

精神保健福祉協会 平成17年度つどい事業(参加無料)
日時…平成18年1月15日(日) 10:00~16:00
場所…大津市民会館小ホールと3階展示室
内容…午前:大阪「ぼちぼちクラブ」のメンバーによる講演とシンポジウム
午後:ステージ発表(1部:クラシック、2部:ポピュラー)1日を通して:作品展「楽楽展」
(作品コンクールと同時開催)
問合せ…精神保健福祉協会 TEL/FAX 077-567-5250
*「楽楽展」はNPO滋賀県精神障害者家族会連合会の主催です。

笑ってメンタルヘルス滋賀・新春研究会

日時…平成18年1月28日(日) 午後3:00~5:00
場所…南彦根クリニックデイケア室
内容…初笑い/落語家さんと遊ぶ Part 4
第一部:落語:笑福亭生喬
第二部:落語家さんと遊ぶ:大喜利など
新春の土曜日の午後、落語ライブの後、大喜利などで遊ぶという趣向です。
会費…300円
問合せ…笑ってメンタルヘルス滋賀事務局(南彦根クリニック内)
TEL 0749-24-7808

「精神障害者家族会等研修会」(参加無料)

NPO滋賀県精神障害者家族会連合会・精神保健総合センター共催
日時…平成18年2月11日(土) 13:30~16:30(受付13:00~)
場所…浜野会館(近江鉄道八日市駅裏側、徒歩3分)
内容…講演「地域家族会の役割と精神障害者の地域生活の向上」
講師 岩田泰夫 氏(神戸女学院大学教授)
シンポジウム テーマ:「まずは家族が立ち上がろう」
問合せ…精神保健総合センター 地域保健部
TEL077-567-5010

編集後記

- ◆ 12/16 現在、余呉町では157cmの記録的な大雪となっています。暖冬に慣れてしまっていた身には、厳しい寒波ですが、湖北の人にとってはこれが「正しい雪」とのこと。近江鉄道の撤退により、伊吹山スキー場の存続が危ぶまれていましたが、譲渡先が決まり、今月23日からスキー場が再開されることになったそうです。にぎわいが戻ってほしいものです。
- ◆ 障害者自立支援法が10/31、特別国会で可決成立しました。昨年9月の改革ビジョン、10月のグランドデザインをうけて、今年2月には法案が提出され、8月の衆議院解散で一旦廃案となったものの、今回の成立となりました。あまりにも性急な改革です。その背景には、精神保健福祉予算の一般財源化をめぐる、財務省との攻防があったようですが、厚労省が守ったのは自らの省益か、障害福祉施策の充実なのか厳しく見ていく必要があると思います。
- ◆ 32条通院医療費公費負担制度は、精神保健福祉法から削除され、福祉制度としての自立支援医療のなかに組み込まれました。来年4月の移行へ向けて様々な混乱が予想されます。しかし全国23万人の当事者の皆さんの署名などを背景に、「精神障害の適正な医療を普及するための制度」として精神保健福祉法に定められていた趣旨は生かされていくそうです。
- ◆ 日精診研修会を開催するにあたって、精神保健福祉の現状を理解し今後の方向性を探るために、市町村へのアンケートを実施させていただきましたところ、滋賀県の33市町村のうち22市町村の回答を頂きました。医療と福祉が連携してこそ、継続的・総合的な回復支援に繋がること。そのためには医療機関にも市町村にも人員・対応体制が必要であることなど改めて感じました。ご協力有り難うございました。(滋賀県精神科診療所協会 上ノ山)

会員数

平成17年12月20日現在

一般会員	個人会員	259名
	団体会員	39団体
賛助会員	個人会員	11名
	団体会員	11団体